

条例 施行規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、枚方市環境基本条例 (平成10年枚方市条例第1号)の理念にの っとり、公害の防止に関し、市の施策を定 め、これを推進するとともに、公害の防止 のための規制を行い、もって市民が健康で 快適な生活を営むことができる良好な環 境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- 第2章 水質の保全に関する規制 (排出水の排出の制限)
- 第3条 工場又は事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号) 第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に排出される水(法律又は大阪府の条例に規定する工場又は事業場であって規則で定めるものから排出される水を除く。以下「排出水」という。)を排出する者は、その汚染状態が当該工場又は事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下同じ。)において規則で定める排水基準(排出水に含まれる有害物質(カドミウムその他の人の健康に係る被

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市公害防止条例 (平成25年枚方市条例第67号。以下「条 例」という。)の施行に関し必要な事項を 定めるものとする。

(排水基準等)

- 第2条 条例第3条に規定する規則で定める工場又は事業場は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第6項に規定する特定事業場及び大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号。以下「府条例」という。)第49条第3項に規定する届出事業場とする。
- 2 条例第3条に規定する規則で定める物質は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第2条各号に掲げる物質とする。
- 3 条例第3条に規定する規則で定める排

害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものをいう。以下同じ。)の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度をいう。以下同じ。)に適合しない排出水を排出してはならない。

## 施行規則

水基準は、次の各号に掲げる地域ごとに当 該各号に定めるものとする。

- (1) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定 による排水基準を定める条例(昭和49 年大阪府条例第8号)別表第1号の表備 考2第5号に規定する淀川水域に係る 地域 同表の上欄に掲げる有害物質の 種類ごとに同表の下欄に掲げる許容限 度及びアルキル水銀化合物についての 排水基準を定める省令(昭和46年総理府 令第35号)別表第1の下欄に掲げる許容 限度
- (2) 前号に掲げる地域以外の地域 排水 基準を定める省令別表第1の上欄に掲 げる有害物質の種類ごとに同表の下欄 に掲げる許容限度
- 4 前項各号に規定する許容限度に係る数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)各号に掲げる有害物質の種類ごとに当該各号に定める方法とする。
- 5 第3項各号に規定する許容限度における「検出されないこと。」とは、前項の検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 6 第3項第1号に掲げる地域における水 質汚濁防止法第3条第3項の規定による 排水基準を定める条例別表第1号の表備 考8に規定する有害物質に係る排水基準 は、し尿浄化槽を設置する工場又は事業場 がし尿浄化槽に係る排水口から排出する 排出水については、第3項第1号の規定に かかわらず、当該有害物質についての排水 基準を定める省令別表第1の下欄に掲げ る許容限度とする。

条例	施行規則
不四	加工 1 2年月

7 排水基準を定める省令、水質汚濁防止法 第3条第3項の規定による排水基準を定 める条例又は大阪府生活環境の保全等に 関する条例施行規則(平成6年大阪府規則 第81号。以下「府規則」という。)により 第3項に規定する排水基準より緩やかな 基準が適用されている業種に属する工場 又は事業場に係る当該適用されている地 域における排水基準は、同項の規定にかか わらず、当該緩やかな基準とする。

(措置命令等)

第4条 市長は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該工場又は事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めてその事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

(有害物質を含む水の浸透の制限)

第5条 工場又は事業場を設置している者は、有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当する水(規則で定める法律又は大阪府の条例に規定する水を除く。以下「有害物質を含む水」という。)を地下に浸透させてはならない。

(有害物質を含む水の要件等)

- 第3条 条例第5条に規定する規則で定める要件は、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成元年環境庁告示第39号)別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる検定方法により水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。
- 2 条例第5条に規定する規則で定める水 は、水質汚濁防止法第2条第8項に規定す る特定地下浸透水及び府条例第77条に規 定する地下浸透水とする。

(措置命令等)

第6条 市長は、前条に規定する者が、有害 物質を含む水を地下に浸透させるおそれ があると認めるときは、その者に対し、期 条例 施行規則

限を定めてその事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は有害物質を含む水の地下への浸透の停止を命ずることができる。

第3章 指定事業所に関する規制 (事前協議)

第7条 公害の防止のための規制が必要な 工場又は事業場であって規則で定めるも の(以下「指定事業所」という。)を設置 しようとする者は、市長が公害の防止のた めに必要があると認めるときは、次条の規 定による届出をする前に、規則で定めると ころにより、市長と協議しなければならな い。 (指定事業所等)

- 第4条 条例第7条に規定する規則で定める工場又は事業場は、次に掲げるものとする。
  - (1) 定格出力が3.7キロワット以上の原動機を用いる施設を設置し、又は有害物質を製造し、使用し、若しくは処理する工場
  - (2) ガソリンスタンド又は液化ガススタンド(原動機を用いる洗車施設を設置するものに限る。)
  - (3) 自動車洗車場 (原動機を用いる洗車施設を設置するものに限る。)
  - (4) 建設用資材置場又は残土置場(面積が300平方メートル以上であって1年以上継続して使用するものに限り、建設現場を除く。)の用に供する事業場
  - (5) 産業廃棄物処理場 (廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 (昭和45年法律第137 号) 第14条第6項又は第14条の4第6項 の規定による許可に係る処分を行うも のに限る。)
  - (6) ゴルフ場 (練習施設を設置するものに 限る。)
  - (7) ゴルフ練習場
  - (8) ボウリング場
  - (9) バッティング・テニス練習場(原動機を用いる練習施設を設置するものに限る。)
  - (10) 自動車又は機械の整備又は修理を行 う事業場(定格出力が3.7キロワット以 上の原動機を用いる施設であって整備

条例		
	又は修理の用に供するものを設置する	
	ものに限る。)	
	(11) 再生資源の集荷又は選別を行う事業	
	場(定格出力が3.7キロワット以上の原	
	動機を用いる施設であって集荷又は選	
	別の用に供するものを設置するもの又	
	は事業場の面積が100平方メートル以上	
	のものに限る。)	
	(12) 工業用材料薬品の小分けの用に供す	
	る施設を設置する事業場	
	2 条例第7条の規定による協議は、事前協	
	議書(様式第1号)の提出により行わなけ	
	ればならない。	
(設置の届出)	(指定事業所の設置の届出)	
第8条 前条に規定する者は、規則で定める	第5条 条例第8条の規定による届出は、指	
ところにより、次の各号に掲げる事項を市	定事業所設置届出書(様式第2号)により	
長に届け出なければならない。	行わなければならない。	
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人に		
あっては、代表者の氏名		
(2) 指定事業所の名称及び所在地		
(3) 指定事業所の業種		
(4) 指定事業所の敷地の状況		
(5) 指定事業所の用水及び排水の系統並		
びに排出水の汚染状態及び量		
(6) 定格出力が 3.7 キロワット以上の原	2 条例第8条第6号に規定する規則で定	
動機を用いる施設 (規則で定める法律又	める施設は、騒音規制法(昭和43年法律第	
は大阪府の条例に規定する施設を除	98号) 第2条第1項に規定する特定施設及	
く。)の種類、数、構造、配置及び使用	び府条例第82条第1項に規定する届出施	
の方法	設(騒音に係るものに限る。)とする。	
(7) 指定事業所において製造し、使用し、		
又は処理する有害物質の種類、用途、保		
管場所並びに搬入及び搬出の系統		
(8) 公害の防止の方法		
(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必		
要と認める事項		
(変更の届出)	(指定事業所に係る変更の届出)	
第9条 前条の規定による届出をした者(以	第6条 条例第9条に規定する規則で定め	

下「指定事業所設置者」という。)は、同条第4号から第8号までに掲げる事項(同条第5号及び第6号に掲げる事項にあっては、法律又は大阪府の条例に規定する施設であって規則で定めるものを設置する指定事業所、同条第7号に掲げる事項にあっては、当該施設であって規則で定めるものに係る事項を除く。)の変更(同条第6号に掲げる事項の変更にあっては、騒音の大きさの増加を伴うものに限る。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

## (経過措置)

- 第10条 1の工場又は事業場が指定事業所となった際、現にその工場又は事業場を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)についての第8条の規定の適用については、同条中「前条に規定する者は」とあるのは、「指定事業所を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、その工場又は事業場が指定事業所となった日から3月以内に」とする。
- 2 1の物質が有害物質となった際、現にその有害物質を製造し、使用し、又は処理している指定事業所設置者についての前条の規定の適用については、同条中「をしようとするとき」とあるのは、「が1の物質が有害物質となったことに伴い生じたと

## 施行規則

る施設は、次の各号に掲げる事項ごとに当 該各号に定めるものとする。

- (1) 条例第8条第5号に掲げる事項 水 質汚濁防止法第2条第2項に規定する 特定施設、同条第3項に規定する指定地 域特定施設及び府条例第49条第2項に 規定する届出施設
- (2) 条例第8条第6号に掲げる事項 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設及び府条例第82条第1項に規定する届出施設(騒音に係るものに限る。)
- (3) 条例第8条第7号に掲げる事項 水 質汚濁防止法第2条第2項に規定する 特定施設、同条第3項に規定する指定地 域特定施設、同条第4項に規定する指定 施設(有害物質を貯蔵するものに限る。) 及び府条例第49条第2項に規定する届 出施設
- 2 条例第9条の規定による届出は、指定事業所変更(事前)届出書(様式第3号)により行わなければならない。

条例 施行規則

きは、その物質が有害物質となった日から 3月以内に」とする。

- 3 前2項に規定する者については、次条から第13条まで(設置の工事をしている者にあっては、同条を除く。)の規定は、適用しない。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。
  - (1) 第1項に規定する者がその工場又は 事業場が指定事業所となった日以後に 前条の規定による届出をした場合
  - (2) 前項に規定する者がその物質が有害物質となった日以後に前条の規定による届出(同項の規定の適用を受けるものを除く。) をした場合

(計画変更命令)

- 第11条 市長は、第8条又は第9条の規定による届出があった場合において、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出があった日から30日以内に限り、その事態を除去するために必要な計画の変更をすべきことを命ずることができる。
  - (1) 指定事業所(法律又は大阪府の条例に 規定する施設であって規則で定めるも のを設置する指定事業所を除く。)にお いて発生する騒音が騒音基準(騒音規制 法(昭和43年法律第98号)第4条第1項 の規定により市長が定める規制基準を いう。)に適合しないことにより、その 指定事業所の周辺の生活環境が損なわ れる場合
  - (2) 排出水の汚染状態が指定事業所の排 水口において排水基準に適合しない場 合
  - (3) 指定事業所から有害物質を含む水を 地下に浸透させる場合

(実施の制限)

(騒音に係る計画変更命令の対象とならな い施設)

第7条 条例第11条第1号に規定する規則で定める施設は、騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設及び府条例第82条第1項に規定する届出施設(騒音に係るものに限る。)とする。

条例 施行規則

- 第12条 第8条又は第9条の規定による届出をした者は、その届出をした日から30日を経過した後でなければ、その届出に係る設置又は変更をしてはならない。
- 2 市長は、前項の届出に係る事項の内容が 相当であると認めるときは、同項に規定す る期間を短縮することができる。

(操業の開始の届出等)

第13条 指定事業所設置者は、指定事業所の 操業を開始したときは、その開始の日から 15日以内に規則で定めるところによりそ の旨を市長に届け出て、第8条の規定によ る届出に係る事項について検査を受けな ければならない。

(氏名の変更等の届出)

- 第14条 指定事業所設置者は、次の各号に 掲げる場合に該当するときは、当該変更等 の日から30日以内に、規則で定めるとこ ろにより、その旨を市長に届け出なければ ならない。
  - (1) 第8条第1号から第3号までに掲げる事項の変更があった場合

(2) 指定事業所(有害物質を製造し、使用し、又は処理するものに限る。)において公共下水道(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道をいう。)の使用を開始した場合(規則で定める届出をしなければなら

(操業の開始の届出)

第8条 条例第13条の規定による届出は、操業開始届出書(様式第4号)により行わなければならない。

(指定事業所に係る氏名の変更等の届出) 第9条 条例第14条の規定による届出は、次 の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定 める届出書により行わなければならない。

- (1) 条例第14条第1号に掲げる場合(条例 第8条第3号に掲げる事項の変更があった場合を除く。) 氏名等変更届出書 (様式第5号)
- (2) 条例第14条第1号に掲げる場合(条例 第8条第3号に掲げる事項の変更があった場合に限る。)並びに条例第14条第 2号及び第3号に掲げる場合 指定事 業所変更(事後)届出書(様式第6号)
- (3) 条例第14条第4号に掲げる場合 指 定事業所廃止届出書(様式第7号)
- 2 条例第14条第2号に規定する規則で定 める届出は、下水道法(昭和33年法律第79 号)第11条の2又は枚方市下水道条例(昭 和51年枚方市条例第27号)第16条の規定に よる届出とする。

施行規則

ない場合を除く。)

- (3) 指定事業所(法律又は大阪府の条例に 規定する施設であって規則で定めるも のを設置する指定事業所を除く。)にお いて有害物質の製造、使用又は処理を廃 止した場合
- (4) 指定事業所を廃止した場合 (承継)
- 第15条 指定事業所設置者から指定事業所 を譲り受け、又は借り受けた者は、その指 定事業所設置者の地位を承継する。
- 2 指定事業所設置者について相続、合併又 は分割(指定事業所を承継させるものに限 る。)があったときは、相続人、合併後存 続する法人若しくは合併により設立した 法人又は分割によりその指定事業所を承 継した法人は、その指定事業所設置者の地 位を承継する。
- 3 前2項の規定により指定事業所設置者 の地位を承継した者は、その承継があった 日から30日以内に、規則で定めるところに より、その旨を市長に届け出なければなら ない。
- 第4章 地下水の採取に関する規制 (構造上の基準の遵守義務)
- 第 16 条 揚水施設(動力を用いて地下水(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定する温泉を除く。以下同じ。)を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が 2 以上ある場合にあっては、その断面積の合計。以下同じ。)が 6 平方センチメートルを超えるもの(河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。)をいう。以下同じ。)で

3 条例第14条第3号に規定する規則で定める施設は、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、同条第3項に規定する指定地域特定施設、同条第4項に規定する指定施設(有害物質を貯蔵するものに限る。)及び府条例第49条第2項に規定する届出施設とする。

(指定事業所に係る承継の届出)

第10条 条例第15条第3項の規定による届 出は、指定事業所承継届出書(様式第8号) により行わなければならない。 条例 施行規則

あって、地下水の農業用、修景用若しくは 非常用としての利用又は地下水の水質の 保全のためにのみ使用するもの以外の揚 水施設(以下「指定揚水施設」という。) により地下水を採取する者は、別表に定め る指定揚水施設の構造上の基準(以下「構 造上の基準」という。)を遵守しなければ ならない。

(改善命令等)

第17条 市長は、指定揚水施設の構造が構造したの基準に適合しないと認めるときは、前条に規定する者に対し、期限を定めて指定揚水施設の構造の改善を命じ、又は指定揚水施設による地下水の採取の一時停止を命ずることができる。

(設置の届出)

- 第18条 揚水施設を設置して地下水を採取 しようとする者は、揚水施設ごとに、規則 で定めるところにより、次の各号に掲げる 事項を市長に届け出なければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては、代表者の氏名
  - (2) 揚水施設の設置場所
  - (3) 揚水施設の構造
  - (4) 揚水施設の使用の方法
  - (5) 水量測定器の種類
  - (6) 地下水の採取の目的
  - (7) 地下水の計画採取量
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(変更の届出)

第19条 前条の規定による届出をした者(以下「揚水施設設置者」という。)は、同条第3号に掲げる事項(ストレーナーの上端の位置及び揚水機の吐出口の断面積に限る。)の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届

(揚水施設の設置の届出)

第11条 条例第18条の規定による届出は、揚水施設設置届出書(様式第9号)により行わなければならない。

(揚水施設に係る変更の届出)

第12条 条例第19条第1項の規定による届 出は、揚水施設変更(事前)届出書(様式 第10号)により行わなければならない。

け出なければならない。

2 揚水施設設置者は、前条第6号に掲げる 事項の変更(新たに指定揚水施設とする場 合の変更に限る。)又は同条第7号に掲げ る事項の変更(指定揚水施設に係る増加の 変更に限る。)をしようとするときは、そ の変更をしようとする日の30日前までに、 規則で定めるところにより、その旨を市長 に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第20条 市長は、第18条又は前条第1項の 規定による届出があった場合において、指 定揚水施設の構造が構造上の基準に適合 しないと認めるときは、その届出をした者 に対し、その届出があった日から60日以 内に限り、指定揚水施設の構造に関する計 画の変更をすべきことを命ずることがで きる。

(実施の制限)

- 第21条 第18条又は第19条第1項の規定による届出(指定揚水施設に係るものに限る。次条第1項において同じ。)をした者は、その届出をした日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る設置又は変更をしてはならない。
- 2 市長は、前項の届出に係る事項の内容が 相当であると認めるときは、同項に規定す る期間を短縮することができる。

(構造上の基準についての検査等)

- 第22条 第18条又は第19条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係るストレーナー又は揚水機の工事をする際に、構造上の基準について市長の検査を受けなければならない。
- 2 揚水施設設置者は、揚水施設による地下 水の採取を開始したときは、その開始の日 から15日以内に規則で定めるところによ

施行規則

2 条例第19条第2項の規定による届出は、 条例第18条第6号に掲げる事項の変更に 係るものにあっては前項の届出書により、 同条第7号に掲げる事項の変更に係るも のにあっては地下水計画採取量変更届出 書(様式第11号)により行わなければなら ない。

(採取の開始の届出)

第13条 条例第22条第2項の規定による届出は、地下水採取開始届出書(様式第12

りその旨を市長に届け出て、第18条の規定 による届出に係る事項について検査を受 けなければならない。

(氏名の変更等の届出)

- 第23条 揚水施設設置者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該変更等の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
  - (1) 第18条第1号又は第3号から第6号までに掲げる事項(同条第3号に掲げる事項にあっては、井戸の深さ及び揚水機の出力に限る。)の変更(同条第6号に掲げる事項の変更にあっては、新たに指定揚水施設とする場合の変更を除く。)があった場合
  - (2) 揚水施設による地下水の採取を廃止した場合

(承継)

- 第24条 揚水施設設置者から揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、その揚水施設設置者の地位を承継する。
- 2 揚水施設設置者について相続、合併又は 分割(揚水施設を承継させるものに限る。) があったときは、相続人、合併後存続する 法人若しくは合併により設立した法人又 は分割によりその揚水施設を承継した法 人は、その揚水施設設置者の地位を承継す る。
- 3 前2項の規定により揚水施設設置者の 地位を承継した者は、その承継があった日 から30日以内に、規則で定めるところによ り、その旨を市長に届け出なければならな

(採取量の測定等)

施行規則

号) により行わなければならない。

(揚水施設に係る氏名の変更等の届出)

- 第14条 条例第23条の規定による届出は、次 の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定 める届出書により行わなければならない。
  - (1) 条例第23条第1号に掲げる場合(条例 第18条第1号に掲げる事項の変更があった場合に限る。) 氏名等変更届出書 (様式第13号)
  - (2) 条例第23条第1号に掲げる場合(条例 第18条第1号に掲げる事項の変更があった場合を除く。) 揚水施設変更(事 後)届出書(様式第14号)
  - (3) 条例第23条第2号に掲げる場合 揚 水施設使用廃止届出書(様式第15号)

(揚水施設に係る承継の届出)

第15条 条例第24条第3項の規定による届 出は、揚水施設承継届出書(様式第16号) により行わなければならない。

(採取量の測定等)

第25条 指定揚水施設に係る揚水施設設置 者は、規則で定めるところにより、水量測 定器により指定揚水施設に係る地下水の 採取量を、水位計により地下水の水位を測 定し、その結果を記録し、及びこれを市長 に報告しなければならない。

(市等の責務)

第26条 市、市民及び事業者は、地下水の瀬 養の促進に努めなければならない。

(採取する者の責務)

- 第27条 動力を用いて地下水を採取するための施設を設置している者は、地盤の沈下を防止するために、採取した地下水を適正かつ合理的に使用することにより、地下水の採取量の削減に努めなければならない。 (採取量の削減命令等)
- 第28条 市長は、地下水の水位の著しい低下により地盤の沈下が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、市長が指定する区域に存する指定揚水施設に係る揚水施設設置者(市長が指定する量の地下水を採取する者に限る。)に対し、期間を定めて、指定揚水施設に係る地下水の採取量を削減すべきことを命じ、又は指定揚水施設による地下水の採取の一時停止を命ずることが

## 施行規則

- 第16条 条例第25条の規定による地下水の 採取量の測定は、次に掲げる水量測定器の うち当該採取量を正確に測定できるもの により行わなければならない。
  - (1) 実測型水道メーター
  - (2) 接線流羽根車式水道メーター
  - (3) 副管付水道メーター
  - (4) 軸流羽根車式水道メーター
  - (5) ベンチュリー管分流式水道メーター
  - (6) ローター型水道メーター
  - (7) 複合型水道メーター
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等以上の性能を有する水量測定器
- 2 条例第25条の規定による記録は、地下水 採取量等記録簿(様式第17号)により、同 条の規定による報告は、翌年度の4月30 日までに、地下水採取量等報告書(様式第 18号)により行わなければならない。

条例 施行規則

できる。

(採取量の削減勧告)

- 第29条 市長は、地下水の水位の著しい低下により地盤の沈下が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市長が指定する区域に存する動力を用いて地下水を採取するための施設を設置している者(前条に規定する命令の対象となる者を除く。)に対し、期間を定めて、地下水の採取量を削減すべきことを勧告することができる。
- 第5章 その他の規制及び公害の防止に関する施策

(事故時の措置)

- 第30条 工場又は事業場を設置している者は、その工場又は事業場において、故障、破損その他の事故が発生し、公害の原因となる物質の排出等があったことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合は、直ちに、その事故について適切な応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならない。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する場合は、速やかに、規則で定めるところにより、その事故の状況、講じた措置の概要等を市長に報告しなければならない。ただし、規則で定める届出をしなければならない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項に規定する場合において、その公害の原因となる物質が規則で定める物質であり、かつ、同項に規定する者

(事故の状況の報告等)

- 第17条 条例第30条第2項の規定による報告は、事故状況報告書(様式第19号)により行わなければならない。
- 2 条例第30条第2項に規定する規則で定める届出は、次に掲げる規定によるものとする。
  - (1) 水質汚濁防止法第14条の2第1項から第3項まで
  - (2) 府条例第64条第1項又は第80条第1 項
- 3 条例第30条第3項に規定する規則で定 める物質は、次に掲げるものとする。
  - (1) 水質の汚濁に係る次に掲げる物質

が適切な応急の措置を講じておらず、又は その事故を速やかに復旧していないと認 めるときは、その者に対し、それぞれ適切 な応急の措置を講ずべきこと又はその事 故を速やかに復旧すべきことを命ずるこ とができる。ただし、規則で定める命令を することができる場合は、この限りでな い。

#### (公害防止協定の締結)

第31条 工場又は事業場を設置している者 (設置しようとする者を含む。第35条にお いて同じ。)は、市長が公害の防止のため に必要があると認めるときは、市と公害防 止協定を締結するよう努めるものとする。

(小規模事業者に対する助言等)

第32条 市長は、小規模事業者が行う公害の 防止のための施設の整備等について、技術 的な助言その他の措置を講ずるよう努め るものとする。

(苦情の処理)

第33条 市長は、公害に関する苦情について、迅速かつ適正な処理に努めるものとす

## 施行規則

- イ 有害物質
- ロ 水質汚濁防止法施行令第3条の3 各号に掲げる物質
- ハ 水質汚濁防止法施行令第3条の4 各号に掲げる油
- ニ ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年法律第105号) 第2条第1項各号に掲げる物質
- (2) 大気の汚染に係る次に掲げる物質
  - イ ダイオキシン類対策特別措置法第 2条第1項各号に掲げる物質
  - ロ 府規則別表第1に掲げる物質
  - ハ 府規則別表第2に掲げる物質
- 4 条例第30条第3項に規定する規則で定める命令は、次に掲げる規定によるものとする。
  - (1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97 号)第17条第3項
  - (2) 水質汚濁防止法第14条の2第4項
  - (3) ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項
  - (4) 府条例第64条第2項又は第80条第2 項

条例 施行規則

る。

(市民による措置要請)

第34条 市民は、公害が発生し、又は発生 するおそれがあるときは、市長に対し、そ の事態を除去するために必要な措置を講 ずべきことを求めることができる。

(特に必要がある場合の措置要請)

第35条 市長は、この条例に定めがある場合のほか、特に必要があると認めるときは、工場又は事業場を設置している者に対し、公害の防止のために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(予想外の公害に係る措置要請)

第36条 市長は、この条例の予想しない物質、作用等により生じた大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下又は悪臭が人の健康又は生活環境に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

#### 第6章 雑則

(報告及び検査)

第37条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場若しくは事業場若しくは 揚水施設を設置している者に対し、工場若しくは事業場の施設若しくは揚水施設の 状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、工場若しくは事業場、揚水施設の設置場所等に立ち入り、工場若しくは事業場の施設、揚水施設その他の物件を検査させることができる。

(報告の方法等)

- 第18条 条例第37条第1項の規定により次の各号に掲げる事項について報告を求められた者は、当該各号に定める報告書等を提出しなければならない。
  - (1) 条例第3条又は第5条に規定する者 の有害物質の使用の状況 有害物質使 用状況報告書(様式第20号)
  - (2) 指定事業所の届出に係る事項の現況 現況報告書(様式第21号)
  - (3) 条例第30条第1項に規定する事故の 再発等の防止に関する計画 事故再発 防止計画書(様式第22号)

- 2 前項の規定により立入検査をする職員 は、その身分を示す証明書を携帯し、関係 人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈 してはならない。

(公表)

- 第38条 市長は、第3条又は第5条の規定に 違反している者があると認めるときは、必 要に応じ、その旨を公表するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

(審議会への諮問)

- 第39条 市長は、次の各号に掲げる事項について、法律又は大阪府の条例に規定する事項であって当該各号に掲げる事項に相当するものと異なる基準等を定めようとするときは、あらかじめ、枚方市環境審議会(枚方市環境基本条例第26条第1項に規定する審議会をいう。)の意見を聴かなければならない。当該基準等を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
  - (1) 排水基準
  - (2) 有害物質を含む水の要件
  - (3) 構造上の基準
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、公害の防止に関する重要事項

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(経過措置)

第41条 この条例の規定に基づき規則を制 定し、又は改廃する場合においては、その

施行規則

2 条例第 37 条第 2 項に規定する証明書は、身分証明書(様式第 23 号)とする。

条例 施行規則

規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に 必要と判断される範囲内において、所要の 経過措置(罰則に関する経過措置を含む。) を定めることができる。

(届出書の提出部数)

第19条 この規則の規定により提出する届 出書の部数は、正本及び副本各1部とす る。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 第7章 罰則

- 第42条 第4条、第6条、第11条、第17条又 は第20条の規定による命令に違反した者 は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 に処する。
- 第43条 第28条又は第30条第3項の規定に よる命令に違反した者は、6月以下の懲役 又は30万円以下の罰金に処する。
- 第44条 第8条、第9条、第18条又は第19 条第1項の規定による届出をせず、又は虚 偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は 20万円以下の罰金に処する。
- 第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第12条第1項又は第21条第1項の規定に違反した者
  - (2) 第37条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

条例 施行規則

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行 する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の枚方 市公害防止条例(以下「旧条例」という。) 第2条第5項に規定する工場等以外の工 場又は事業場から公共用水域に水を排出 する者については、改正後の枚方市公害防 止条例(以下「新条例」という。)第3条 の規定は、この条例の施行の日から1年間 は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際、現に指定事業所を 設置している者(設置の工事をしている者 を含む。以下同じ。)(旧条例第20条第1項 の規定による許可を受けている者に限 る。)は、指定事業所設置者とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に指定事業所を 設置している者(前項の許可を受けている 者を除く。)についての新条例第8条の規 定の適用については、同条中「前条に規定 する者は」とあるのは、「指定事業所を設 置している者(設置の工事をしている者を 含む。)は、この条例の施行の日から3月 以内に」とする。
- 5 この条例の施行の際、現に指定事業所を 設置している者については、新条例第11 条から第13条まで(設置の工事をしている 者にあっては、同条を除く。)の規定は、 適用しない。ただし、この条例の施行の日 以後に新条例第9条の規定による届出を した場合は、この限りでない。
- 6 この条例の施行の際、現に指定揚水施設 を設置している者(設置の工事をしている 者を含む。以下同じ。)については、新条 例第16条の規定は、適用しない。ただし、

#### 附則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

条例 施行規則

この条例の施行の日以後に新条例第19条 第1項の規定による届出をした場合は、こ の限りでない。

- 7 この条例の施行の際、現に指定揚水施設 (構造上の基準に適合しないものに限 る。)を設置している者が、規則で定める 日までに次の各号に掲げる工事(代替とな る指定揚水施設の工事にあっては、この条 例の施行の日以後に新条例第24条第1項 の規定により地位を承継した者によるも のを除く。)を完了する場合における新条 例第16条の規定の適用については、同条中 「指定揚水施設の構造上の基準」とあるの は、「指定揚水施設の構造上の基準」とあるの は、「指定揚水施設の構造上の基準」とあるの は、「指定揚水施設の構造上の基準」とあるの は、「指定揚水施設の構造上の基準」とあるの は、「指定揚水施設の構造上の基準」とあるの は、「指定揚水施設の構造上の基準」とあるの は、「指定揚水施設の構造上の基準」とあるの は、「指定揚水施設の構造上の基準」とあるの は、「指定揚水施設の構造上の基準」とする。
  - (1) 新条例第18条の規定による届出に係る工事(代替となる指定揚水施設の工事に限る。)
  - (2) 新条例第19条第1項の規定による届出に係る工事

- 8 この条例の施行の際、現に揚水施設を設置している者(旧条例第49条第1項ただし書の規定による許可を受けている者に限る。)は、揚水施設設置者とみなす。
- 9 この条例の施行の際、現に揚水施設を設置している者(前項の許可を受けている者を除く。)についての新条例第18条の規定の適用については、同条中「採取しようとする者は」とあるのは、「採取している者(採取しようとする者を含む。)は、この条例の施行の日から6月以内に」とする。

(条例附則第7項に規定する経過措置の期限等)

- 第2条 条例附則第7項に規定する規則で 定める日は、平成31年3月31日とする。
- 2 条例附則第7項の規定により読み替え て適用される条例第16条に規定する規則 で定める指定揚水施設の構造上の基準は、 次の表に定めるものとする。

Nの我に足のものとする。			
	ストレーナ	揚水機の吐	
地 域	ーの上端の	出口の断面	
	位置	積	
一般国道170	現に設置し	現に設置し	
号以西の地	ている指定	ている指定	
域	揚水施設の	揚水施設の	
	ストレーナ	揚水機の吐	
	ーの上端の	出口の断面	
	位置以深	積以下	
一般国道170			
号以西及び			
大阪府道交			
野久御山線	_		
以東の地域			
以外の地域			

# 条例 施行規則 10 この条例の施行の際、現に揚水施設を設 置している者については、新条例第20条か ら第22条まで(設置の工事をしている者に あっては、第22条第2項を除く。)の規定 は、適用しない。ただし、この条例の施行 の日以後に新条例第19条第1項の規定に よる届出をした場合は、この限りでない。 11 この条例の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例によ る。 別表 (第16条関係) ストレーナ 揚水機の吐 地 域 ーの上端の 出口の断面 位置 46平方セン 一般国道170 地表面下180 メートル以 チメートル 号以西の地 域 以下 深 一般国道170 55平方セン 号以西及び チメートル 大阪府道交 以下 野久御山線 以東の地域 以外の地域